

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年 5月29日現在

機関番号: 17401 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2010~2012 課題番号: 22530068

研究課題名(和文) 少年の再非行防止対策に関する基盤的研究

研究課題名(英文) Basic study about the preventive measure for juvenile re-delinguency

研究代表者

岡田 行雄(OKADA YUKIO) 熊本大学・法学部・教授 研究者番号:40284468

研究成果の概要(和文):本研究の結果、少年法の上位規範である日本国憲法の要請に基づき、以下の4点が明らかとなった。第1に、少年法上の処分が持つべき再非行防止効果は、その処分の前提となった非行と同種の非行を防止する効果と解されなければならないこと。第2に、少年法上の処分の効果を検証する期間を、長期に設定することは妥当ではないこと。第3に、再非行防止効果の基準は、その処分の人権制約性の度合いによって定められねばならないこと。第4に、精確度の高いケース研究が各処分の人権制約性を低める方向で活用されるべきこと。

研究成果の概要(英文): This Study show the new four conclusions according to the Japanese Constitution. First, the preventive effect of every measure for delinquent juveniles must be the effect to prevent the same kind of the delinquent behaviour. Second, it is not proper to investigate the effect of every measure for a long time. Third, the criterion about the preventive effect must be set according to the strength to restrict human rights of delinquent juveniles, which every measure in the Juvenile Law has. Fourth, exacter case studies should be used in order to weaken the restriction of human rights by every measure in the Juvenile Law.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	900,000	270,000	1, 170, 000
2011年度	600,000	180, 000	780, 000
2012年度	600,000	180, 000	780, 000
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目:法学・刑事法学

キーワード:刑事政策・再犯防止・少年非行

1. 研究開始当初の背景

『平成 19 年版犯罪白書』において、再犯者の実態と対策が特集として取り上げられたように、再犯の問題に注目が集まっている。

当該犯罪白書においては、少年時に刑事裁判で有罪判決を受けた者のうち約 60%の者がその後再犯に及んでいることから、若年者の再犯防止対策がより重要であることは指

摘されている。しかし、必ずしも少年の再非 行に焦点をあてた研究ではない上に、再非行 防止対策の具体的な内容も明らかとはされ ていない。

また、少年の再非行防止に焦点をあてた従来の研究では、例えば、いわゆるリストラティブジャスティスが個別の非行少年にどのような影響を与えたのかを検討するもの等

があるが、こうした先行の諸研究においては、 当該対策が有する再非行防止効果の定義が 必ずしも明確とはされていない。

他方で、こうした先行研究とは別に、従来、日本の少年司法に携わる実務家によって、個別の事案に焦点をあて、そこで選択された処遇の効果や妥当性を検討する事例研究が行われてきた(佐野健吾「少年審判例研究の方法」加藤幸雄他『司法福祉の焦点』1994年等)。しかし、そうした事例研究は、少年法の目的から見た実務の妥当性やその変革の必要性を示唆するはずのものであったにもかかわらず、それらは必ずしも実務にフィードバックされず、また実務の変革にも必ずしも寄与していないように見受けられる。

このように、少年が非行を重ねることをいかにして防止するかは喫緊の課題でありながらも、従来の諸研究には様々な基礎的とも言える諸問題が残されている。従って、その克服に向けて、再非行防止効果の意義とその検証の方法、さらには事例研究の実務運用へのフィードバックのあり方等について、日本や諸外国における先行研究を参照しつつ、理論的かつ実証的に明らかにする研究が必要不可欠なのである。

2. 研究の目的

本研究は、少年の再非行をよりよく防止するという観点から、改めて、少年司法上の措置や処分が持つ再非行防止効果に関する検証方法とその在り方、そして各地において少年の再非行防止に向け積み重ねられて少年事件の事例研究の在り方について、実証的・比較法的な検討を行い、中事件の事例研究の成果を、実務運用や立法にどのようにフィードバックすべきかについて具体的な提言を行おうとするものである。

3. 研究の方法

(1) 文献収集及び検討

まず、日本とドイツにおいて、少年の再非行防止に向けた研究に関する文献を可能な限り収集する。そして、各文献における再非行防止概念の意義を明らかにするとともに、各研究間における再非行概念、再非行の有無に関する検証期間、再非行防止効果の意義などに関する相違点を調査する。その上で、明らかとなった相違点が生じている要因について分析を行う。

また、子どもの権利条約に関して、国連子どもの権利委員会が発した一般的意見において、少年司法に関するデータ収集とその評価が挙げられていることから、関連文献を収集し、子どもの権利条約が、再非行防止効果の意義やその検証方法の在り方に与える影

響を検討する。

(2) 実態調査

パイロット調査として、研究代表者が参加 可能な福岡で行われている少年事件に関す る事例研究会に参加し、ケース研究の手法と 成果のフィードバックの方法について調査 を行う。

そして、ここで有効と確認された方法に基づいて、日本各地で行われている少年事件に関する事例研究会に参加し、そこでのケース研究の手法と成果のフィードバックの方法についてさらに調査を行う。

また、近時、大規模な再犯研究が行われる 等、再非行防止施策の研究が活発なドイツに 渡航し、実際に再非行防止に向けて研究に取 り組んだ研究者グループや、ケース研究等を 行っている実務家グループにインタビュー し、その再非行防止効果及び再非行防止効果 の検証期間設定のあり方や研究野方法等に ついて聴き取り調査を行う。

(3) 学会参加

ドイツ少年司法に関与する研究者や実務 家が集うドイツ少年裁判所会議、ドイツの犯 罪学・刑事学の研究者が集うドイツ犯罪学会 議、さらには、ドイツの少年司法の実務家が 集う研究会などに積極的に出席し、ドイツに おける再犯防止効果に関する研究に関する 情報や、ドイツにおいて少年事件の事例研究 を行ってきたグループ等に関する情報等、本 件研究の遂行に必要な情報を収集する。また、 必要であれば、この会議において、本件研究 の重要性に関する報告等も行う。

また、日本の学会において、再非行防止効果の意義及びその検証の在り方、ケース研究のフィードバックの在り方等について報告がなされる場合には、参加して、それらについての情報を収集するとともに、必要に応じて、それらの学界において研究成果を発表し、それに関する質疑応答を通して研究の精度を高める。

4. 研究成果

(1)少年法上の処分が持つべき再非行防止効果について

少年法上の処分が持つべき再非行防止効果は、あらゆる再非行ないし再犯を防止する効果と解されてはならず、当該非行と同種の非行を繰り返すことを防止する効果と解されなければならない。

そもそも、当該処分が、その前提となる非行の要因を明らかにする社会調査や資質鑑別に基づいて選択されている以上、その非行の要因を解消ないし緩和する効果、すなわち、その非行と同種の要因を持つ非行の防止効果が、当該処分には期待されていると言わな

ければならない。

さらに、選択された少年法上の処分が持つ べき再非行防止効果があらゆる再非行ない し再犯を防止する効果と解される場合、当該 処分を受けた者が何らかの再非行ないし再 犯に至る場合は全て、当該処分に効果がなか ったと解され、その者に対して、さらに人権 制約性が高い処分が言渡される蓋然性が高 くなる。しかし、再非行や再犯によって、直 ちに当該処分に効果がなかったと評価する ことが、少年法の柔軟性を失わせるとの見解 もある上に、何より、このような帰結は、人 権制約の最小限性を要求する日本国憲法や 子どもの権利条約などの上位規範から見て 妥当なものとは言い難い。換言すれば、社会 調査や資質鑑別で明らかにされていなかっ た非行や犯罪の要因を解消する効果まで、少 年法上の処分に求めることは、上位規範から 見て妥当ではないのである。

(2) 再非行防止効果の検証期間の在り方

処分の前提となった非行と同種の非行を、 少年法上の処分を受けた後に繰り返さなかった場合に、再非行防止効果があったと解すべきであるとして、その再非行防止効果を検 証する期間をあまりに長期とすることは妥 当ではない。

その根拠の1つは、従前の実証研究に求めることができる。例えば、ドイツにおける少年の再犯の有無を検証した研究においても、処分を受けた後も、なおドイツで言う少年に該当する18歳までに再犯があったか否かについてまでしか検証はなされていない。同様に、日本の実証研究においても、少年院ないし少年刑務所を出て3年ないし5年以内に再入があったか否か、あるいは、一定の重大なお行に走った少年が、再び家裁に送致されたか否かなどに関する検証がメインで、成人となった後も長期にわたって検証がなされてきたわけではない。

加えて、長期間にわたって、処分を受けた者が処分の前提となった非行と同種の非行に走ったか否かを検証し、仮に 10 年後に同種の再犯があったとしても、その間に処分の効果以外の様々な影響が本人には生じている可能性が高く、少年法上の処分に再非行防止効果がなかったと言うには疑問が残る。また、このように長期間にわたり再非行防止効果の検証を行うことは、その検証が事実上困難なだけでなく、検証費用を増大させるという問題点をも生じさせるのである。

従って、再非行防止効果を検証する期間を、 少なくとも5年を超える長期に設定すること は妥当ではないのである。

(3) 各処分が持つべき再非行防止効果基準設

定の在り方

少年法上の各処分が持つべきとされる再 非行防止効果は、各処分が必然的に伴う、対 象者に対するその人権制約性の度合いによって定められねばならない。

仮に、この効果を全ての処分において等しいと解する場合、人権制約性の大きな処分も、そしてそれが小さな処分も等しい基準によって再非行防止効果の有無が判断されることになる結果、人権制約性の大きな処分の再非行防止効果が安易に認められるとともに、人権制約性の小さな処分の再非行防止効果が認められないということになりかねない。そうなると、人権制約性の大きな処分が安易に正当化され、人権制約性の小さな処分の正当性が安易に否定されることによって、不必要な人権制約を拡大する危険性がある。

例えば、長期間の身体拘束を伴う自由刑を 受けた少年が、刑事施設を出た1年後に同種 再非行をした場合にも、なお、その自由刑に 再非行防止効果があったと肯定的に評価して良いのであろうか。そこでこれを効果がなかったとする場合、今度は人権制約性がは かったとする場合、今度は人権制約性に同種から 非行をした場合も、再非行防止効果はなから 非行をした場合も、再非行防止効果はなから たということになるが、それは妥当である能 ということになるが、それは妥当である か。日本国憲法や子どもの権利条約が可能な 限り人権の制約を小さくすることを求め いる以上、人権制約の度合いが異なる処分間 で、同じ再非行防止効果の基準を設定することには疑問がある。

むしろ、こうした上位規範の要請に鑑みれば、長期の身体拘束を伴う自由刑などの、人権制約が大きな処分には、

その再非行防止効果を検証する、より厳しい基準が設定され、人権制約が小さな処分には、より緩やかな基準が設定されるべきである。

(4)ケース研究のフィードバックの在り方

少年法上の処分を受けて一定の期間を経た後に、その処分の前提となった非行事件と、それに対して採られた措置や処分について検討を加えるケース研究は、それが当該処分等の再非行防止効果を検討の対象とする場合には、このケースに関わった諸機関の担い手が一堂に会して行われることが、その精度を高めるためには必要である。

このようなケース研究によって、各機関の担い手が有する当該ケースに関する情報の共有が進められることで、初めて、そこで選択された処分等が、少年の非行要因を的確に緩和・解消するものなのか、換言すれば、その処分に再非行防止効果があったと言えるのかについて精確な検討が可能となる。

人権制約の最小限性を求めている日本国 憲法や子どもの権利条約に鑑みれば、こうし てなされた精度の高いケース研究が、少年法 上の各処分の人権制約性を小さくする方向 でフィードバックされなければならない。

従って、例えば、人権制約性の小さな処分や制度によって、一定期間、少年がその処分等を受ける前提となった非行と同種の再非行を行わなかったことが、確認されたのであれば、それは、当該処分や制度に再非行防止効果があったことが認められるだけでなく、当該処分や制度を、より重大な非行に走った少年に対しても適用する根拠としての価値を認めるという形でフィードバックされる必要がある。

他方、精度の高いケース研究を通して、人権制約性の大きな処分を受けたことが同種再非行に至った要因であることが確認されたのであれば、それは、当該処分が再非行防止効果を持つことへの疑問提起を意味するだけでなく、当該処分の運用や、当該処分の適用そのものを見直す根拠としての価値を認めるという形でフィードバックされる必要がある。

(5) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

以上で提示された本研究の成果は、従来必ずしも明示的に論じられてこなかった、少年法上の処分が持つべき再非行防止効果、再非行防止効果の検証期間の在り方、少年法上の各処分が持つべき再非行防止効果に関する基準設定の在り方、及びケース研究のフィードバックの在り方の一端を明らかにしたという意義を持つ。

そして、それは日本だけでなく、国際的に 見ても、少年の再非行防止対策に関する今後 の議論の発展に大きく寄与するものと考え られる。

(6)今後の展望

もっとも、本研究を通して、以下のような 課題も新たに明らかになった。

第1に、特定の処分を受けた者が一定の期間内に再犯に至ったのかなどに関するデータを集積し、分析した上で、当該処分に再犯防止効果があったと言えるのかについて検討を加えるという形での実証研究における、そうしたデータの分析ないし解釈の在り方についてである。このような、いわば大量のデータに基づき、当該処分の再犯防止効果を検討する手法も、それぞれの研究で多様であるにもかかわらず、その長所・短所も含めた総合的な検討は必ずしもなされているとは言い難い。従って、この点に関する総合的な研究の必要性は高いと言える。

第2に、精確度の高いケース研究を行うためには、関係諸機関の担い手職員が一堂に会する必要があることが、本研究によって明ら

かになったが、こうした多様な参加者が、それぞれに課されている守秘義務と、ケース研究の精確度を高めるための情報共有とがどのように調整されるべきかを明らかにすることである。こうした調整原理を明らかにすることなしには、精確度の高いケース研究を行うことが妨げられるおそれが高い。その意味で、喫緊の課題と言える。

第3に、本研究で得られた知見を、個別の 非行事件における少年への処遇選択に活用 していくことである。ケース研究のフィード バックの在り方を具体化することが必要で ある。これに向けて、例えば、非行少年の要 保護性判断の枠組みに、精確度の高いケース 研究のフィードバックを活用することなど が考えられる。

以上のような課題に取り組むことを通して、本研究がより大きな成果をもたらすことも可能となるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①<u>岡田行雄</u>、少年法における年齢超過逆送規 定の解釈について、熊本法学、査読有、122 号、2011、276-308

〔学会発表〕(計4件)

- ①<u>岡田行雄</u>、(刑事政策における EBP)、日本 刑法学会九州部会第 112 回例会、2013. 3. 23、 福岡大学(福岡市)
- ②<u>岡田行雄</u>、(法的に要請される社会調査のあり方)、日本犯罪社会学会第39回大会、2012. 10.27、一橋大学(国立市)
- ③<u>岡田行雄</u>、(少年司法を取り巻く状況の変化と家裁調査官による社会調査への影響)、 日本犯罪社会学会第38回大会、2011.10.22、立命館大学(京都市)
- ④岡田行雄、(少年法における年齢超過規定等の解釈について)、日本刑法学会九州部会第 107 回例会、2011.2.19、熊本大学(熊本市)

[図書] (計4件)

- ①<u>岡田行雄</u> 他、成文堂、刑事法理論の探求 と課題、2012、pp415-433
- ②<u>岡田行雄</u>、日本評論社、少年司法における 科学主義、2012、290 頁
- ③<u>岡田行雄</u> 他、現代人文社、再非行少年を 見捨てるな、2011、pp10-21、pp112-131
- ④<u>岡田行雄</u> 他、日本評論社、人間回復の刑事法学、2010、pp303-323

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡田 行雄 (OKADA YUKIO) 熊本大学・法学部・教授 研究者番号:40284468